

第91号議案

蒲郡市水道事業給水条例の一部改正について

蒲郡市水道事業給水条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成25年12月4日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市水道事業給水条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

消費税法等の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

## 蒲郡市水道事業給水条例の一部を改正する条例

蒲郡市水道事業給水条例（昭和34年蒲郡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第2項、第15条第1項及び第27条中「100分の105」を「100分の108」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の蒲郡市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第15条第1項の規定は、平成26年4月1日以後に完了する工事について適用する。
- 3 改正後の条例第27条の規定は、平成26年6月1日以後に算定する料金から適用し、同年5月31日以前に算定する料金については、なお従前の例による。